

[別紙]
様式 1

事業報告書

(自 令和3年6月1日 至 令和4年5月31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 尚歯会
- ① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)
- ② ☐ 社会医療法人 ☐ 特別医療法人 ☐ 特定医療法人
☐ 出資額限度法人 ☒ その他
- ③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

- (2) 事務所の所在地 岩手県盛岡市松園二丁目1番19号
- (3) 設立認可年月日 平成5年11月1日
- (4) 設立登記年月日 平成5年11月24日

2 事業の概要

(1) 本来業務 (開設する診療所の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	菊月歯科医院	岩手県盛岡市松園二丁目 1番19号	無床

(2) 附帯業務 (医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務)

該当なし。

(3) 収益業務 (社会医療法人又は特別医療法人が行うことのできる業務)

該当なし。

(4) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和3年7月19日 令和2年度決算の決定



様式2

法人名 医療法人 尚齒会菊月歯科医院
所在地 岩手県盛岡市松園二丁目1番19号

※医療法人整理番号

144

財 産 目 録
(令和4年 5月31日現在)

1. 資 産 額	72,860 千円
2. 負 債 額	41,133 千円
3. 純 資 産 額	31,727 千円

(内 訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	37,424
B 固 定 資 産	35,436
C 繰 延 資 産	0
D 資 産 合 計 (A+B+C)	72,860
E 負 債 合 計	41,133
F 純 資 産 (D-E)	31,727

土地及び建物について、該当する欄の口を塗りつぶすこと。

土 地 (■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))
建 物 (■法人所有 □賃借 □部分的に法人所有(部分的に賃借))



様式3-4

法人名 医療法人 尚歯会菊月歯科医院
所在地 岩手県盛岡市松園二丁目1番19号

※医療法人整理番号 144

貸 借 対 照 表

(令和4年 5月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	37,424	I 流動負債	10,626
II 固定資産	35,436	II 固定負債	30,507
1 有形固定資産	4,673	負 債 合 計	41,133
2 無形固定資産	153	純 資 産 の 部	
3 その他の資産	30,610	科 目	金 額
III 繰延資産	0	I 資 本 金	10,000
		II 資本剰余金	0
		III 利益剰余金	21,727
		IV 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	31,727
資 産 合 計	72,860	負 債・純資産合計	72,860



様式4-2

法人名 医療法人 尚歯会菊月歯科医院
所在地 岩手県盛岡市松園二丁目1番19号

※医療法人整理番号 144

損益計算書

(令和4年 5月31日現在)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	102,306
2 事業費用	97,275
本来業務事業利益	5,031
B 附带業務事業利益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附带業務事業利益	0
事業利益	5,031
II 事業外収益	3,497
III 事業外費用	0
經常利益	8,528
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	8,528
法人税等	1,717
当期純利益	6,811

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 尚歯会 菊月歯科医院
理事長 菊 月 圭 吾 殿

私は、医療法人尚歯会菊月歯科医院の令和3年度会計年度（令和3年6月1日から令和4年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の状況に関する報告書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実はありません。

令和4年7月10日

医療法人 尚歯会 菊月歯科医院

監事 清藤 裕之